

生駒市条例第6号

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年7月生駒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。